

諮詢番号：諮詢第97号－3外7件

答申番号：答申第97号－3外7件

答申書

第1 審査会の結論

北九州市門司福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却するのが相当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 野菜や魚など食料品や生活費が値上がりして、生活が大変な状況である。生活保護の変更には納得がいかない。
- (2) 処分庁は、生活保護行政は法定受託事務なので、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）が変更になったらそれに従うしかないと述べている。しかし、日本国憲法（以下「憲法」という。）第99条の憲法遵守義務は地方公務員にも課されるため、生活保護行政が法定受託事務であっても、国が定めた保護基準が憲法に違反すれば、その保護基準には従うべきではない。

生活保護の決定に対しては訴訟もできるが、審査請求を経なければならぬとされている。裁判では保護基準の変更の適否も十分に争えるのであるから、審査請求でも保護基準の変更の適否も審査されなければおかしい。処分庁が従った保護基準が憲法に違反しているときには、処分は取り消されるべきである。

行政不服審査請求手続が「行政庁の違法又は不当な処分」を是正することを目的として制定されている以上、審査庁には、当該行政処分の実体的違法性（不当性）に踏み込んで判断を行うべき義務があり、認容裁決の言い渡しを躊躇してはならない。

(3) 本件処分は、職権による保護変更であるため、法上、書面による通知及び当該書面の通知における理由の付記が必要である。また、不利益な行政処分であるため、行政手続法（平成5年法律第88号）第14条によっても当該処分の理由の提示が求められる。

ところが、処分庁の生活保護変更決定通知書の保護変更理由として書かれているのは「基準改定による」との記載のみであり、生活保護費の減額処分がどのような事実関係に基づき、いかなる法規を適用してなされたのか、なぜその金額になったのかを理解することは困難であり、不服申立てをするかどうかの判断資料にならない。

よって、本件処分は十分な理由付記を行っていないため、法第25条第2項において準用する法第24条第4項及び行政手続法第14条に違反し、違法である。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法及び法の委任を受け定められた保護基準に沿って適法かつ妥当に行われたものである。よって、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点及び判断は以下のとおりである。

1 保護基準自体の適法性について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定及び厚生労働大臣の合目的的裁量に保護基準の設定を委ねる法の趣旨により、審査庁は、法及びその委任に基づき制定された保護基準自体の適否及び当否を判断する権限を有していないため、その判断をすることはできない。

したがって、保護基準は適法なものとして、以下判断する。

2 本件処分に係る生活保護費支給額の算定

審査請求人世帯に係る平成30年10月分の生活保護費支給額の算定に誤りはない。

3 本件処分に係る生活保護費支給額の算定は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われており、違法又は不当な点はない。

4 理由の付記について

保護変更決定通知書に記載された理由は、法が通知書に理由を付記しなければならないとした趣旨を没却し、行政手続法第14条第1項及び法第25条第2項において準用する法第24条第4項に違反しているとは認められない。

5 そのほか、本件処分に影響を与える事情もないと認められ、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は1～5に示すように理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年6月17日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和2年10月20日及び同年11月17日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、本件処分の前提である保護基準が法に反すると主張するが、保護基準は法第8条の規定による委任立法であるから、委任した法との関係において一見明白かつ重大な瑕疵がない限り、当該委任立法をそのまま適用すべきものと解するのが相当であり、そのような瑕疵が存在しない以上、当審査会では、保護基準の法適合性について合理的なものとして扱う。

また、審査請求人は、保護基準が改定されたことに伴い行われた本件処分は違法又は不当であると主張しているが、法に基づく生活保護の実施に係る事務は地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9号に規定する法定受託事務であるところ、本件処分は法令や法定受託事務の処理基準として示される国の通知に沿って適法かつ妥当に行われたものであって、この点についての処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

さらに、審査請求人は、本件処分の変更決定通知書に記載された理由は、理由付記としては不十分なものであり、行政手続法第14条第1項及び法第25条第2項において準用する法第24条第4項に違反して違法であると主張しているので、この点を検討する。

行政手続法及びその他の法律が処分について理由の提示又は付記を求めているのは、それにより行政庁の判断を慎重かつ合理的なものとするとともに、審査請求人等に対し争訟の便宜を与える趣旨である。保護の開始又は変更の決定は、個別具体的には、法第8条において予定する厚生労働大臣の定める基準（保護基準）に基づいて行われるものであるが、審査請求人は、本件処分の変更決定通知書の理由としては概ね基準改定としか記載されておらず、付記された理由からはいかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して（本件決定が）出されたのかを知ることは困難であるから、理由付記の不備があると主張する。

しかし、処分庁としては、保護基準が改定されればそれに従って各保護決定の内容の見直しを行わなければならないところ、本件処分は、審査請求人に係る事実関係を基に改定後の保護基準を適用して保護の内容を変更するものであり、保護基準の改定内容は処分に先立って告示されていること、また、一件記録によれば、処分庁は保護基準の改定内容について各世帯にチラシを用いて説明するほか、処分庁職員から直接説明したり、チラシを同封したりすることで周知を図っていること等を考慮すると、個別の処分についてその算定過程を書面により処分の相手方に示すことが必要不可欠であったとまではいうことができない。すなわち処分庁は、改定された保護基準をそのまま適用して本件変更決定を行ったものであって、当該変更決定通知書の付記理由が、理由付記により期待される恣意抑制機能の観点から不十分であるということはできない。また審査請求人は、処分庁の上記対応に照らし、本件処分が改定された保護基準を適用した結果である旨を理解できるはずであるから、その付記理由は審査請求人に対して争訟の便宜を与えるには不十分であるとすることもできない。

したがって、本件処分の変更決定通知書に記載された理由は、理由付記としては不十分なものであり、行政手続法第14条第1項及び法第25条第2項において準用する法第24条第4項に違反して違法であるとする審査請求人の主張は認めることができない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないで、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 中野 哲之